

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【15】」

2. 日時：令和3年5月24日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、藤川安全審査官

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他2名

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（申請範囲及び審査対象）

○型式証明の申請範囲について、後段規制で申請する特定兼用キャスク本体及び周辺施設に係る設計事項（蓋部の金属部への衝突に対して安全機能が損なわない方法として装着する緩衝体の設計の考え方等）を踏まえて、特定兼用キャスクに係る全体の設計方針を整理した上で、説明すること。

（設置方法に関する安全設計）

○特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能を損なわない方法として貯蔵時の緩衝体を装着することについて、特定兼用キャスク本体の安全機能が損なわれないために必要な緩衝体の設計の考え方及びその判断基準、また後段規制のうちの型式指定に係る申請の範囲とする詳細評価を整理した上で、説明すること。

（3）MHIから、了解した旨回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会 配付資料3）を踏まえ、対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

資料 1-1 設置許可基準規則への適合性について

資料 1-2 補足説明資料 16-3 16条 遮蔽機能に関する説明資料

資料 1-3 補足説明資料 蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法における安全機能維持に関する説明資料

以上